「錦江町森林の整備保全に関する条例」要旨

目的(第1条)

- ・皆伐後に再造林されない森林が増え、水資源涵養や国土保全などの森林の持つ多目的 機能が低下することが懸念される。
- ・森林所有者等の責務を明確にし、所有権移転等について事前届出制度を設けることにより、豊かな森林を将来にわたって守り、次世代に引き継ぐ。

定義(第2条)

・この条例における「森林」及び「森林所有者等」の用語の定義を定める。

関係者の責務等(第3条~第5条)

- ・森林所有者等は、所有する森林の適正な管理経営を行うことにより、森林の有する多面 的機能の維持増進に努めなければならない。(第3条)
- ・町は、森林の有する多面的機能の維持増進に関する施策を効果的に推進するものとする。(第4条)
- ・町民は、森林の有する多面的機能の重要性に関する理解を深め、県及び町が実施する森 林の整備保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。(第5条)

相談及び情報提供等(第6条)

・町長は、森林の多面的機能の保全を図るため、森林所有者等の相談に応じ、助言や情報 提供等を行うものとする。

所有権等の移転等の事前届出(第7条)

・森林所有者等は、森林売買等の契約を締結しようとするときは、当該契約を締結しようとする日の30日前までに、契約当事者の氏名、住所、土地の利用目的等を町長に届け出なければならない。

立入調査等(第8条)

・町長は、この条例の施行に必要な限度において、森林所有者等に対し、報告・資料提出 を求め、職員に立入調査・質問をさせることができる。

助言(第9条)

- ・町長は、届出者に対し、多面的機能の保全を図るために必要な事項について助言を行う。
- ・届出者は、助言を受けたときは、所有権移転等予定者に対し、助言内容を伝達するもの とする。
- 町長は、所有権移転等予定者に直接助言することができる。

勧告·公表(第10条、第11条)

- ・町長は、届出義務違反、立入調査忌避等をした者に対し、必要な措置を取るよう勧告することができる。(第10条)
- ・町長は、勧告を受けた者が正当な理由なく従わなかったときは、関係事項を公表することができる。(第11条)

規則への委任(第 12 条)

・この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

施行期日(附則)

・令和5年6月7日。事前届出制度関係規定は、令和6年1月1日。